

【NSW 州規制緩和】家庭への来客、結婚式でのダンス、ジムのクラス等に係る人数制限の緩和(2月26日(金)から)

【ポイント】

- NSW 州政府は、2月26日(金)から NSW 州全体の新型コロナウイルス関連規制の一部を緩和すると発表しました。
- 同日以降、家庭への来客は最大50人まで、結婚式でのダンスは最大30人まで、ジムのクラスへの参加は最大50人までに人数制限が緩和されます。

【本文】

1 NSW 州政府は、2月26日(金)から NSW 州全体の新型コロナウイルス関連規制の一部を緩和すると発表しました。

- (1)家庭への来客は、最大50人まで。
- (2)結婚式でのダンスに関して、同時に踊れるのは最大30人まで。
- (3)ジムのクラスへの参加は最大50人まで。ただし4平方メートル規則に従うこと。
- (4)屋内で歌う歌唱者は、物理的な距離の要件に応じて最大30人まで。マスクを着用し、4平方メートル規則に則る場合、礼拝所での合同歌唱も許可されます。
- (5)映画館での人数制限は席数まで(キャパシティ100%)。
- (6)新型コロナウイルスの市中感染がない状況が続く場合、屋内施設で立席での飲酒は3週間以内(3月17日(水)以降)に許可。

2 ベレジクリアン州首相は、州内で新型コロナウイルスのワクチン接種が始まっていることや、市中感染がない状況が続いている状況により新しい”COVID normal” に更に挑戦することが可能だとしつつ、州民は決して油断してはならないと述べています。

3 新型コロナウイルスは混雑した屋内環境で、より簡単に感染する可能性があることを覚えておく必要があります。また、新型コロナウイルスの症状がある場合は、これら集会等に参加しないでください。症状がある場合には、すぐに新型コロナウイルス検査を受けて自己隔離してください。これらの集会を開催する場合にはできる限り屋外及び換気の良い場所を使用し、新型コロナウイルス感染のリスクを減らすために過密を避けるように求められています。

○NSW 州政府ホームページ

(家庭への来客、結婚式でのダンス、ジムのクラス等に係る数制限の緩和(2月26日(金)から))

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/restrictions-will-be-eased-from-26-february>

(各種規制の詳細)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>